

委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、以下の条項により業務委託を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度沖縄県災害廃棄物処理計画改訂業務委託（以下、「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、この契約書及び別添「委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に従い、業務を実施し、その成果を甲に報告するものとする。

（委託業務の名称、履行期間、契約金額及び契約保証金額）

第2条 委託業務の名称、履行期間、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 委託業務の名称 令和8年度沖縄県災害廃棄物処理計画改訂業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- 3 契約金額 金_____円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 金_____円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

ただし、支払額は仕様書に基づき精算し、支払額の上限額は契約金額とする。

- 4 契約保証金の額 沖縄県財務規則第101条第__項の規定に基づき____する。

（委託費の経費区分）

第3条 委託費の経費区分は、別表のとおりとする。

（業務実施計画書の提出）

第4条 乙は、この契約書締結後14日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を甲に提出しなければならない。当該計画書が変更された場合も同様とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 乙は、甲に提出した実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（計画変更等による契約変更）

第5条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分を変更する必要があるとき。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の変更に係る手続きについては、乙が変更業務実施計画書1通を原則として当初の委託期間の末日の14日前までに（前項第2号の変更にあっては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。

（報告の聴取等）

第6条 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について、報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示をすることができる。

（委託業務完了報告書等の提出）

第7条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（経費の内訳書及び根拠資料を含む）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果の報告に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明を乙に求めることができるものとする。

（額の確定等）

第8条 甲は、前条第1項の報告を受けたときは、委託業務完了報告書等の審査及び必要に応じて調査等を行い、委託業務内容及び条件等に適合すると認めるときは、支払うべき委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第2条に規定する契約額のいずれか低い額とする。

（支払い）

第9条 委託費の支払いは、前条第1項の通知後、乙からの請求に基づき、所定の手続きを経て支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に委託費を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、成果品の提出を受けた後、当該業務の契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知する。

2 乙は、契約不適合が発見された場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の補修に応じ、又はこれらに代え、あるいはこれらとともに当該契約不適合により甲が被った損害を甲に賠償する。乙は、乙の責めに帰することのできない事由によるものであることを理由に契約不適合責任を免れることはできないものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示を不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 11 条 乙は、履行期限内にこの契約に基づく義務を履行できないと判断したときは、すみやかにその旨を甲に申し出て、甲の指示に従うものとする。

2 前項において、沖縄県財務規則 109 条第 1 項の規定に基づき、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年 3 パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約から生じる権利義務について、第三者に譲渡又は継承、若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ、またはこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託契約を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(3) 乙又はその代理人その他契約の相手方の使用人が、甲が行う監督又は検査を妨げたとき。

(4) この委託契約を継続する意志がないものと甲が認めたとき。

2 前項の場合において、乙は甲に対し、契約の解除によって受けた損害の補償を請求することができないものとする。

3 第 1 項において、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

4 前項において、乙は、甲が指定する期間内に違約金を納付しないときは、その期間を経過した日から違約金の納付日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を違約金に加算して納付しなければならない。

(暴力団の排除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、本契約に関する再委託の受任者（再委託以降の全ての受任者及び再委託以降の全ての受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下「受任者」という。）が、排除対象者（前項の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに受任者との契約を解除し、又は受任者に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

3 甲は、乙が、受任者が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは受任者の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該受任者との契約を解除せず、若しくは受任者に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 16 条 乙は、この契約に関して、自ら又は受任者が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は受任者をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害の負担）

第 17 条 委託業務の実施に際して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第 18 条 この契約に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（無体財産権の帰属）

第 19 条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等無形財産権は、甲に帰属する。

（帳簿等の整備）

第 20 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託事業終了年度の翌年度から 5 年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない

い。

(一括再委託等の禁止)

第 21 条 乙は、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承諾を受けなければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 22 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印して各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所 _____
氏 名 _____

別表

令和8年度沖縄県災害廃棄物処理計画改訂業務委託経費区分表

(単位：円)

経費区分	金額	備考
1. 直接人件費		
2. 事業実施計画の実施に係る経費 (上記1を除く。事業実施計画の作成に係る経費は除く)		
3. その他事業の推進に必要な経費 (上記1, 2を除く)		
小計		
4. 一般管理費 (小計から再委託費を除いた額の10%以内)		
5. 消費税及び地方消費税		
合計		